

熊本地震被災地への神戸市支援活動の記録 (概要)

I 今回の記録誌の位置づけ

熊本地震の被災地への支援活動について、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震等の広域大規模災害への備えの一貫として、派遣職員の経験や教訓を次世代の職員に継承していく必要があるため、記録誌を作成した。

今回の記録について、発生時の平成 28 年 4 月 14 日から「緊急応援対策本部」を閉鎖した 8 月 31 日までの期間を中心に取上げた。

作成にあたっては、関係各局などによる「支援活動記録誌編集委員会」を設けて、支援活動内容について時系列で整理した後、派遣職員等を対象としたワークショップや受援自治体職員へのヒアリングを行った。

II 神戸市の支援活動の概要

熊本地震支援活動として、これまで 573 人（平成 28 年 8 月 31 日現在）の職員を派遣するとともに、災害救援物資として、飲料水や食料品、紙オムツ等の生活用品を熊本市に発送した。また、市営住宅を応急仮設住宅として提供している。

1. 緊急対応期（平成 28 年 4 月 14 日～平成 28 年 4 月 18 日）

4 月 14 日の前震の発生後、直ちに広域応援準備体制を整え、情報収集を開始した。また、緊急消防援助隊については、出動待機した。

4 月 16 日の本震後、直ちに、熊本市等への先遣隊、緊急消防援助隊、DMAT、応急給水活動等に職員を派遣した。また、熊本市に災害救援物資を搬送した。

4 月 18 日に、関係部局間の情報共有と今後の支援方針を確認するため、「緊急応援対策本部」を設置した。

2. 応急対応期（平成 28 年 4 月 19 日～平成 28 年 8 月 31 日）

指定都市市長会からの要請を受けて、熊本市に対して、避難所運営・り災証明発行・建物被害認定調査の支援を行った。また、国や協会等からの要請で、熊本市や益城町等に対して、保健衛生・廃棄物収集運搬・水道復旧・下水道復旧・被災建築物応急危険度判定・応急仮設住宅建設・特別支援学級支援・災害ボランティアセンター運営等の支援を行った。

3. 復旧・復興支援期（平成 28 年 9 月 1 日～）

益城町からの要請を受けて、6 月 15 日から復興まちづくり業務の支援を行っている。また、熊本市からの要請を受けて、11 月 1 日から宅地復旧と公共施設復旧の支援を行っている。

Ⅲ 派遣職員・受援自治体の職員等からの意見を基にした検証結果

1. 派遣職員等を対象としたワークショップ結果

支援活動内容別に 9 回（総参加者 49 人）のワークショップを開催。「良かった点」「うまくいかなかった点」「改善案」の 3 つのテーマで意見を集約した。この他、建設局、消防局、水道局で独自の検証作業を行った。

- ① 指定都市市長会の行動計画をあらかじめ決めていたことにより、被災地の支援について、指定都市が連携して迅速に対応できた。
- ② 保健衛生活動や廃棄物収集運搬の支援業務等について、市役所の後方支援体制が充実していて、現地での支援活動に役立った。
- ③ 阪神・淡路大震災や東日本大震災での支援活動の経験を活かすことができた。
- ④ 震災を経験した神戸からの支援ということで、被災者や被災自治体職員から頼りにされたり、安心していただけた。

上記の良かった点をあげる一方で、うまくいかなかった点として、

- ⑤ 引き継ぎについては、現地での引き継ぎ時間は確保されたものの、十分な引き継ぎが行われなかった。
- ⑥ 支援時期によっては、支援人員が余っていた。
- ⑦ 業務の説明が曖昧で、支援の基準が統一されていなかった。
改善策として、
- ⑧ 引き継ぎ項目を事前に決め、情報の整理を行う。
- ⑨ 標準化したマニュアルを作成する。
などの意見が出された。

2. 受援自治体の職員のヒアリング結果

被災地支援の受入れの現状や評価などについて、熊本市と益城町の職員にヒアリングを行った。

- ① 先進都市である神戸市等に業務のやり方を教えてもらったり、助言をいただいたりしたのが大変助かったとの意見であった。
- ② その一方で、例えば、避難所運営において、応援都市によって、やり方が異なっていて、避難者や被災自治体職員が戸惑うこともあった。
- ③ 応援の受入れ体制として、受援計画、業務継続計画の充実など、受援力を高める体制づくりが必要である。

IV 今後の大規模広域災害における支援活動に向けた提案

1. 職員派遣のスキーム

避難所運営などの平常時の業務と継続性のない災害対応業務の支援については、指定都市市長会の支援の枠組みがふさわしく、保健衛生活動などの平常時の業務と継続性のある災害対応業務の支援については、既存の活動領域ごとの職員派遣のスキームがふさわしい。また、上記のスキームで応援要請ニーズに応えられない場合は、関西広域連合の職員派遣スキーム等を活用する。

2. 支援の内容・関わり方

支援の指示調整権限は受援自治体にあるが、受援自治体がノウハウが無くて派遣職員に適切な指示を行うことができない場合には、受援自治体が災害対応経験の豊富な支援自治体の後方支援を依頼することができる旨を明示化しておく。

3. 応援要請のニーズの収集と情報共有

応援要請のニーズを女性の視点からもきめ細かく収集するため、先遣隊のメンバーに女性を加える。また、派遣職員の不安を少しでも解消するために、派遣前に、派遣職員に対してミーティングを行って、情報を共有する。

4. 体制・資機材・宿泊地

支援の派遣チーム編成は、災害対応経験豊富な職員と若手職員を組み合わせ、災害対応を通じて、震災の経験を継承していく。

派遣元は、後方支援体制の更なる充実を図るとともに、日頃から用品の充実と、庁舎内の備蓄スペースを確保し、一元管理を行う。

また、宿泊地の安全性を考慮しながら、先遣隊ができるだけ現場近くに宿舎を確保する。

5. 事務の引き継ぎ・マニュアル作成

現地での引き継ぎ時間を十分に確保するとともに、引き継ぎ項目を整理し、方法を統一するなどの工夫を図り、効率的に引き継ぎを行う。また、支援自治体によって、業務のやり方が異ならないよう、各支援業務の全国標準のマニュアルを作成し、標準化を図る。

6. 研修・訓練

災害対応制度の習熟や技術の向上に対応するため、日頃から、全国的に実施される研修・訓練等に積極的に参加するとともに、未経験の職員を対象とした実践的な研修を行う。

7. 受援計画

人的支援の受け入れ態勢を整備するための対応策を事前にかつ具体的に定めた「受援計画」の策定の必要性を改めて提案する。神戸市は、受援計画を先駆的に作成した都市として、未策定の自治体に対して、受援計画の策定を働きかけるとともに、策定の支援を行っていく。